

(議事録)

小寺部会長            それでは、これから第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を開催します。

                          まず、委員の出席状況について、事務局から御報告をお願いします。

賃金指導官            本日は公益代表委員3名、労働者代表委員2名、使用者代表委員3名に御出席いただいております。委員9名のうち3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審議は有効に成立していることを報告いたします。

小寺部会長            また、埼玉地方最低賃金審議会専門部会運営規定第7条第1項により、会議及び議事録は原則公開とされています。

                          現在、傍聴者はいますか。

賃金指導官            傍聴者はいません。

小寺部会長            本専門部会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は菊地委員、使用者側は廣澤委員にお願いしたいと思います。

                          配付資料の説明を事務局からお願いします。

賃金室長                資料1は9月4日の第1回合同専門部会において配付した資料7、特定最低賃金の改正を求める申出書の中から本専門部会に関連する労使協定の一覧だけを抜き出したものです。特定最低賃金は改正の申出書に添付された労使協定のうち、最も低い額を超えて決定することはできません。資料1のうち、時間額が最も低いのは4番の1,128.10円です。従いまして、本日の御審議の結果として出せるのは1,128円が上限となります。

                          資料2も、第1回合同専門部会の配付資料から抜き出したものです。最低賃金に関する基礎調査結果のうちの引上げ額、引上げ率、影響率の早見表です。これは現行の特定最低賃金の額から先ほど御説明した引上げ額の上限までの範囲について、影響率等を一覧としてまとめたものです。

                          資料3は、埼玉県内の事業場に適用される最低賃金の一覧です。10月1日発行の埼玉県最低賃金と現行の特定最低賃金額を表示しております。特定最低賃金の適用対象業種の範囲については、平成25年改定の日本標準産業分類に基づいて定めていますが、昨年、この日本標準産業分類が改定され、本年4月から施行されています。

                          日本標準産業分類の改定のうち、本専門部会に係る事項として

は、業種に関する事項のうち、括弧の中の「これらの産業において管理, 補助」の間にカンマが入っておりますが、これが読点に改正されました。本日は、金額の改正と発効日に加えて、日本標準産業分類に合わせた改正についても御審議いただきたくお願いをいたします。

資料4は、消費者物価指数の推移の表です。消費者物価指数については、従前から「持ち家の帰属家賃を除く総合」を用いていました。本年は地域別最低賃金の改正審議において「頻繁に購入する品目」も参照されたので、これについても併せて御用意しております。

参考資料1は、第1回合同専門部会の資料14「特定最低賃金改正を巡る経済環境等」のデータを更新したものです。更新した部分は、2ページ目、(3)の埼玉県内企業経営動向調査の結果、これは「ぶぎん地域経済研究所」のデータですが、先日、7-9月期の数字が発表されましたので、そのデータを反映しております。

資料は以上です。

小寺部会長                    ありがとうございます。非鉄金属製造業最低賃金の他局の答申状況について、分かっているならば事務局から教えてください。

賃金室長                      本日までのところ、他局において非鉄金属製造業に関する特定最低賃金の審議がまとまったという情報は入っておりません。

小寺部会長                    分かりました。それでは、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定の審議に入ります。12月1日改正発行のためには、本日の専門部会において部会報告を取りまとめる必要がありますので、よろしくお願ひします。また、終了時刻については十分な審議を行っていただくことは当然ですが、会場の都合などもありますので、午後4時30分終了を目途に円滑な審議に格段の御協力をお願いします。

協議形式は例年、全体協議からスタートして、調整が必要になったら適宜休会という進め方をしておりますが、今年も例年どおりの進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小寺部会長                    異議がないと認めます。それでは、全体協議から始めます。まず、労側委員からお願いします。

菊地委員                      労側の菊地でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、この審議日程決定の時点では欠席している植松のほうは大丈夫だったんですけども、組合の最高決議機関、臨時大会というのが急遽入ってしまいまして、そちらのほうに出席している兼ね合い

で本日は欠席となりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで労側なんですけれども、本日お配りした資料(事務局註:「労働者代表委員提出資料」))に沿って御説明させていただきたいと思ひます。

資料は、2024年度企業内最低賃金調査結果報告です。調査期間は4月26日から6月30日です。調査対象組合数が291組合というところを御確認していただきたいと思ひます。

資料の1ページ目に、3つの表がありますが、上段、今年度のこれは18歳の最低賃金のデータでございます。過去3年のデータで、年度で(ア)、(イ)、(ウ)となっておりますが、3段目(ウ)のところなんですけれども、月額でいきますと18万8,668円、時間額では1,179.6円ということで、前年(ア)、(ウ)、今年24年、(ウ)から(イ)を引いた差額なんですけれども、月額の賃金で行くとプラス1万5,834円、時間額でいきますと、プラス101.8円。吹き出しのところにコメントさせていただきましたけれども、数値には反映はあれなんですけれども、月額4万円以上上げた組合、企業もありまして、近年で当産別では最も高い上げ額となったということでございます。

その下、やはり今度は協定額の組合規模別の集計表でございます。下から300人未満、中段が300から999人、上段が1,000人以上というところで、企業内最低賃金の平均の隣、引上げ額平均のところなんですけれども、1,000人以上では月額1万8,090円。時間額でいきますと10.26%の引上げ率で、額でいうと115円。中段に行きますと月額1万9,084円、11.1%増の122円。時間額です。それと300人未満の月額なんですけれども、1万2,945円。それと7.8%の83円ほど上がっているというところをお示した表でございます。

一番下の表は、産別に属する非鉄部門の最低賃金に関わるところでございます。ここは対象組合数は全体とはやはり違い低いですので、50組合のデータになります。月額でいきますと、18万3,099円、前年度比増が1万4,697円でございます。一番右側、赤文字もありますけれども、時間給でいきますと8.848%の98円増というところが、このデータの説明とさせていただきます。

次のページは、県内8組織の非鉄のデータでございます。表の中の左側、AからHまでございますが、Dの2024年のところをたどっていきますと、文字が斜めになっております。これをD社と呼ばせていただきますが、こちらは正規の提出日に間に合わなかった都合で、前回9月4日の第1回の専門部会で事務局が示した資料には反映されていないものでございます。本日、改めて事務局にはD社の労使協定の写しを提出させていただきました。

そして、この表のG社のところなんですけれども、青枠が囲ってあ

ります。これは、先ほど事務局のほうからも説明ありましたように、最も低い協定額が1,128円で、50が赤くなっておりませんが、これが引上げ時間額であります。その横、4.64、これが引上げ率ということになっております。一方、赤枠とオレンジ枠がありますが、赤枠については、8組織全体の引上げ率は単純平均でございますが7.7%、オレンジで示しているところは86円というのが引き上げた時間額です。加重平均で上がったのが84.3円というところでございます。

また、下の破線の枠で囲ってありますところは、連合の7月3日の公表値を示したものでありますが、埼玉非鉄の8組織の春闘の結果は、連合が示している率ですか、その辺も上回っているところをお示しした資料でございます。

その下、次の3ページ目のスライドなんですけれども、さいたま市の消費物価指数で生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数の動きということで、この専門部会も昨年からのデータを引用といいますか、使っていたものですから、同時期でということと比較できればと思って記述させていただきました。赤文字でグラフ内1.8%上昇しているというところだけでございます。

次のページにいただいて、これも例年続いて掲示させてもらっているものなんですけれども、埼玉県内の5産業の特定最賃の比較でございます。21年から23年、過去3年ありますけれども、それぞれ5産業の加重平均が破線で示されております。棒グラフ一番左の薄い水色が非鉄産業でございます。何を申し上げさせていただきたいかといいますと、埼玉で働く、その5産業の中で働く労働者の最低賃金というのは、加重平均よりも低いということで、昨年7.7ということで、2年間7.7の乖離の部分はあるんですけれども、この辺も同じ県内で働く労働者に対しては平均ぐらいいきたいという思いで示させていただきました。

説明は以上になります。

小寺部会長

本日労働側から提出された資料の2ページ目にあるD社のデータは、正規の提出日に間に合わなかったという説明でしたが、つまり、D社の労使協定は、特定最低賃金改正の申出書に付いていなかったということですか。

菊地委員

はい。

小寺部会長

これについて、事務局的には別に支障はないですか。というのは、期限までに提出されたのは7組織の春闘結果だけだったんですが、本日の審議で、改正の申出までに間に合わなかったD社の賃上げの状況

も踏まえて議論しても良いのか、事務局的にはいかがですか。ここの数字を入れたものを前提に本日協議するということで、特段問題ありそうですか。

賃金室長

申出書自体にはこのDの組合のものが入ってございません。我々が見ているのは申出書のときに、一番低い額は幾らなのかというところを見ております。あと、適用労働者の全体のおおむね3分の1を超える人数に適用される協定があるか、ところなんです、適用労働者数については申出の時点で3分の1以上は超えておりましたので問題ございません。それと額については、このD事業所のデータは申出書に添付された協定のうち最も低い額をさらに下回るものでもないですし、特段の問題はございません。ですので、今日このデータを使うことについて労使双方が合意するのであれば、それを踏まえて審議していただくことに何ら問題はございません。

小寺部会長

ただ、事務局的には期限までに間に合った7組織だけのものを公のものとしては残すということなんですね。

賃金室長

はい。今日御提出いただいたものは参考資料という形にはなるので、事務局が用意した審議資料そのものにはなりません、正式資料ではないにせよ、ここの労使の間での議論で参考にしましたということであれば問題は特にはございません。

小寺部会長

そうしましたら菊地委員さん、この数値を入れることによって、具体的にどんな主張をされる御予定というのは、今何かございますか。全体を見てほしいという、その程度の趣旨でよろしいですか。

菊地委員

そうですね。特段そのデータが組み込まれて、加重平均ですとか、単純平均ですとか、その辺は多少動きますが、そこは審議のポイントには、あまり今回はならないのかなという考えもありますが、参考データにせよ、解析するにはD社も入れて持続的に埼玉非鉄はデータを積み上げていきたいと思っています。

小寺部会長

そうしましたら使側の御意見をお聞きして、公益もちよつと確認しますけれども、使側の意見はいかがでしょう。

廣澤委員

特に問題ありません。

小寺部会長

よろしいですか。

福田部会長代理 使側がいいよと言ってるというので。

(公益委員、野崎委員 うなずき、賛同の意思を表明)

小寺部会長 そうしましたら、この参考の数値も前提とした上での議論ということで、どうぞよろしく願いいたします。

井川委員 質問させていただいてよろしいでしょうか。本件についてはそれで私も大丈夫なのでいいんですけど、ちょっと今後のために教えていただきたくて、どちらかというとな事務局側だと思んですけど、これは仮に後から出てきた数字が、Dの時間給が最低だった場合というのはどのような取扱いになるのでしょうか。

賃金室長 基本的には申出の時点で出たものが正式なものという取扱いにはなりません。とはいえ、申出をしている組合側からこの数値があります、事務局に前に出したやつより低い額が入っていますとなったら、そうなるとうやはり低い額を見なければなりません。特定最低賃金は、労使間で決めた額で決定することができないというのが基本的にはルールとしてはあるので、低いものがもし仮に出てきたとしたら、それは無視し得ないと思います。

井川委員 そうですね。そうすると恣意性をなくすために、やっぱり組合が存在する限りは必ず申出をしていただかないといけないのかなというふうには思っておるので、そこの認識だけ一致していればいいかなというふうに思っております。

菊地委員 以降、組織については、ちょっと担当者が変わってとか、そういう理由もあったものですから。

井川委員 いろんな御事情があられると思うので。

菊地委員 その辺は申し訳ございません。事務局にも迷惑かからないように来年度以降は。

井川委員 よろしく願いします。

菊地委員 きっちりやらせていただきます。すいませんでした。

小寺部会長 それでは、労側の御意見を承りましたので、使側のほうの御意見、いかがでしょうか。

参考資料1のうち、非鉄金属に関するデータのみご案内させていただきます。

まず、2ページ目の日銀短観ですが、2024年6月の非鉄金属はマイナス6、前年同期比マイナス9です。9月は7です。その下の埼玉県四半期経営動向調査、その右の埼玉県内企業経営動向調査は、いずれも2023年4-6期から2024年4-6期までマイナスが続いています。

続いて、次ページの企業業績動向、法人企業統計ですが、直近2024年4-6期は、中小の売上げは前年同期比プラス21.80、営業利益もプラス138.99となっていますが、2024年1-3期で大企業が422.13に対し、中小はマイナス24.67でしたので、4-6期になって中小もやっとプラスになったという状況です。つまり、収益改善において大企業と時間差が生じていると理解できると考えます。

それから、次ページの鉱工業生産指数ですが、非鉄金属を見ますと、令和6年1-3期は前年同期比マイナス1.1、4-6期も同じ値です。年平均ではマイナス11.7です。非鉄金属に関わるデータは以上です。

加えて、使側としては、合同専門部会の資料18に記載されている中小企業の御意見に自社と状況が非常に似ている点があり共感を覚えています。また、ある程度の賃上げが必要と思うものの、50円の地賃引上げは経営に影響を及ぼす水準であると考えています。この水準では埼玉で事業を続けることが難しい業種もあり、場合によっては最賃の低い地方へ移転を検討するという動きも出てくると考えています。

更には、年収の壁が抜本的に解決しない限り、賃金を引き上げても、パート社員が年末近くに休む状況が続くだけです。また、価格転嫁については、中小企業庁の取組により原材料の値上がりはある程度認められていますが、労務費の価格転嫁はまだこれからであり、なかなか認められない状況にあると考えています。また、労側の特賃を引き上げることによる人手確保のご主張については、人手確保に直結するものではないと考えています。

他方、労務費削減の点からは、企業の地方移転が増える可能性もあり、そうした場合はマイナスの影響をもたらすことになると考えています。また、最低賃金の引上げ提示に際しては、不可逆性、すなわち1度引き上げたら下げられないことを念頭に議論する必要があると考えています。この点を考慮しないと、企業における労務費削減の選択肢が人員削減のみになる恐れがあると考えます。

最後に、労側ご主張の連合埼玉2024春季生活闘争最終回答集計における5.1%という値は、大企業寄りの数字と言えます。99名以下の企業は3.9%の引上げにとどまっていますので、その点も考慮す

べきではないかと考えます。

以上です。

小寺部会長

どうもありがとうございました。それでは、全体の御意見は今お伺いしたとおりかなというふうに思っております。

金額については、どのようにお考えでしょうか。まず、労側から。

菊地委員

引上げ額については、連合がとりまとめた春闘の結果から、5.1%、54円ということで提示したいところですが、使用者委員のご意見を踏まえ、労側は労側でいろいろやはり歩み寄らないとというところで、額的には52円ということをお示しさせていただきます。

やはり私たち労働組合は、春闘における賃金交渉結果を軸に、そしてまた、最賃近傍で働く組合未組織労働者へ波及させることも同じように重要視しております。前回の合同専門部会の資料10にあります連合が示した従業員、やはり300名から999名のアップ率が4.98%です。そして同じ前回の資料10の中に経団連が示した、中小企業業種別妥結結果の非鉄製造業17社のアップ率が4.98%と、連合の春闘のアップ率と経団連が示した非鉄のアップ率とほぼ同等とみなして、今回配っていただきました、先ほどもありました早見表の4.96%の52円増を再度考え直した額提示となります。

さらに申し上げますと、やはり特賃の引上げの取組は産業の魅力にはつながるものだと思っております。そしてまた、優秀な人材を確保するための観点からも、この特賃を引き上げることはこれからも続けていかなければならないというふうに思っているところでございます。労側は以上となります。

小寺部会長

今ちょっと確認なんですけど、資料10の、今回金額を譲歩された一つの大きな理由としては、企業別の加重平均のパーセント提示とか、金額が影響するという理解でよろしいですか。

菊地委員

令和6年春闘引上げ状況のまとめというのがたしか前回資料10であったと思うんですけど。

小寺部会長

資料10の恐らく表としては2ページ目かなと思われるんですけど、よろしいでしょうか。

菊地委員

そうですね。2ページ目と4ページ目ですかね。この加重平均、2024春闘労使交渉中小企業業種別妥結結果（加重平均）、これの2024のところは17社で、アップ率が4.94%、額が1万3,701円というところでございます。



小寺部会長 2 ページ目の平均賃金方式の……。

菊地委員 そうですね、その一番下の。

小寺部会長 その計の一番下でしたね。5.10をおっしゃっていたんですね、率ね。

菊地委員 その3つ上が300から999のところの4.98ですか。

小寺部会長 それを先ほどおっしゃっていただいたということでよろしいでしょうか。

菊地委員 はい。

小寺部会長 ありがとうございます。では、使側、いかがでしょうか。

廣澤委員 使側としては、昨年までと同様の、鉱工業生産指数をベースにした42円の提示を考えていました。42円は、引上げ率4%となるので、7月のさいたま市消費者物価指数、前年度比2.5%を上回る。従って、物価防衛はできると考えていました。

なお先ほど、使側委員の考えを述べた後に、労側から一步下がった主張がなされましたので、使側としても視点を改めて金額を再提示したいと思います。

本日事務局から提示された資料の中に、地賃の金額審議で取り上げられた「頻繁に購入する品目」の消費者物価のデータがあります。中分類のデータとはいえ、全国4.7%に対して、さいたま市4.3%であることを踏まえて、当初の引上げ率4パーセントではなく、4.3パーセントの引上げ、45円を再提示させていただきます。

小寺部会長 分かりました。今、労側、使側から金額の提示がございましたが、ここで何か御質問はございますか。

なければ、御主張の金額に差がありますので、一時審議を休止します。休憩中にそれぞれ控室で歩み寄りのための御検討をお願いしたいと思います。

また、並行して労働者側委員、使用者側委員の両者と個別に公益委員との協議を行います。取りまとめに向けて、歩み寄りの御協力をお願いいたします。事務局から控室の場所を説明してください。

賃金指導官 使用者側の皆様は労働基準部長室、労働者側の皆様には14階埼玉

労働基準監督署第一会議室を御用意しております。再開の際には事務局から御連絡しますので、会場にお戻りいただくようお願いいたします。

小寺部会長                   では、一時審議を休止します。まずは労側との協議から始めさせていただきますいたきたいのですが、よろしいですか。

菊地委員                   はい。

小寺部会長                   では、そのようにさせていただきます。

(休 憩)

小寺部会長                   それでは、部会を再開します。  
労使各委員の円滑な結論の取りまとめに御協力をいただき、感謝申し上げます。

公労・公使の個別協議の内容をまとめますと、労働者側の御主張につきましては、春闘の妥結の結果が過去最高であったこと、また、価格転嫁ができていること、非鉄についても、ほかの産業と同じく賃金が産業の魅力の一つであるので、そういった前提で、特定最低賃金の金額を考えていただきたいという御主張でございました。また、使用者側のほうの御主張につきましては、国として賃金を上げていくという体制であるので、それについては尊重していきたいと。ただ、企業規模によっては、例えば、地賃のほうの賃上げ額では経営が厳しくなることがある。その上で、地賃の内容であった消費者物価指数、これは頻繁に購入する品目を中心とした消費者物価指数なども考慮し、また、鉱工業のほうの数値なども総合的に勘案していただいた賃上げについてのお考え、御主張を述べていただきました。

最終的な金額の提示と、その金額についての考え方などを労使双方から改めてお話しいただきたいと思います。

まずは労働者側からお願いいたします。

菊地委員                   労側としては、先ほども重々申し上げたとおり、連合の春闘の結果、また、経団連の加重平均ですとか、あとは、未組織労働者に対する波及も重要視して、初め52円というお示しをさせていただきました。次に、今まで、昨年はちょっと例外なのかもしれませんが、その前とかも、やはり地賃の上げ率というものを考慮すると、地賃の上げ幅4.86といたしますと額的には51円と、最終はそこを、やはり春闘の結果も組合の歴史の中でも過去最高というところもありましたので、51円は死守したいという思いもございました。しかし、経営側の運

用ですとか、存続を長くやって会社をもたせなければならないというのも重々承知の上で、公益の先生方の働きも御協力もありました。

そういう地賃プラス1円の51円というところを死守したかったんですけれども、使側にも当初の提示から大きく譲歩していただいた50円、地賃と同額の引上げ額ということで了承したいと思います。

小寺部会長                    ありがとうございます。  
                                  続いて、使用者側、お願いします。

廣澤委員                    使用者側としては、さいたま市の頻繁に購入する品目の中分類をベースに4.3%引上げの45円を提示しておりましたが、その後の審議を重ねる中で、全国の頻繁に購入する品目の中分類の4.7%をベースに、49円を再提案したところですが、先ほどの労側の御発言や、公益との話し合いを踏まえ、地賃と同額の50円を最終金額とさせていただきます。  
                                  以上です。

小寺部会長                    ありがとうございます。それでは、労使双方、それぞれ金額について50円ということで了承されたというところで、金額について結論が出ましたところで、冒頭に事務局から説明があったとおり、発効日と標準産業分類に合わせた改正、カンマから句読点の点についても審議する必要がありますので、それらについて労使双方の御意見をお伺いいたします。  
                                  労働者側からお願いします。

菊地委員                    まず1点目、発効日についてですが、例年のとおり12月1日発効でよろしいかと思えます。  
                                  2点目、カンマから点、句読点の変更については、特段問題が生じるとは私個人的にも思っていないので、それも了承ということで御回答させていただきます。

小寺部会長                    ありがとうございます。  
                                  使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員                    同意見で結構です。

小寺部会長                    では、発効日は12月1日、カンマも点ということで御了承いただきました。ありがとうございます。  
                                  それでは、令和6年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は、引上げ額50円、引上げ率は4.77%の時間額が1,098円、発効日令和

6年12月1日とすることで結論に至ったということで、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小寺部会長            それでは、採決に入ります。令和6年度の埼玉県非鉄金属製造業最低賃金は時間額1,098円、発効日は令和6年12月1日とすることについて、賛成する委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

小寺部会長            ありがとうございます。全会一致で議決したものと認めます。それでは、部会長報告書(案)を配付してください。

賃金室長              ただいま準備しております。

(事務局より各委員に専門部会長報告書(案)配付)

小寺部会長            それでは、皆様のお手元に配付されたかと思しますので、部会長報告(案)について、事務局から読み上げをお願いします。

賃金指導官            埼玉地方最低賃金審議会会長、土屋直樹殿。埼玉地方最低賃金審議会、埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会部会長、小寺智子。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和6年8月5日、埼玉地方最低賃金審議会において付託された埼玉県非鉄金属製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ね、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

委員のところは省略させていただきまして、別紙の裏面のほうに移らせていただきます。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

埼玉県非鉄金属製造業最低賃金。

1、適用する地域、埼玉県の区域。

2、適用する使用者、前号の地域内で非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業、非鉄金属素形材製造業、その他の非鉄金属製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が非鉄金属製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者。

3、適用する労働者、前号の使用者に使用される労働者。ただし、

次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者。
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの。
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務。

ロ、手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務。

4、前号の労働者に係る最低賃金額、1時間1,098円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日、令和6年12月1日。

以上でございます。

小寺部会長            ただいま、事務局から部会長報告書（案）を読み上げていただきましたが、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

小寺部会長            原案のとおり部会長報告書が承認されましたので、（案）を消していただき、本審議会に提出することといたします。  
部会結審に対して、賃金室長より挨拶があります。

賃金室長              本日は労働基準部長、労働局長ともに不在にしております。皆様には大変失礼をいたしました。代わりまして、賃金室長、私から皆様にお礼を申し上げます。

本日は、審議の当初、額にかなり大きな隔たりがありましたが、労使双方歩み寄っていただき、また、公益委員の皆様には部会長報告書を取りまとめていただき、誠にありがとうございました。

今後は、10月2日に本審を開きまして、ほかの特定最低賃金と一緒に一括して答申をしていただく予定としてございます。

本日は誠にありがとうございました。

小寺部会長            議事の2はその他でございます。  
まず、委員の先生方から何かございますか。  
ないようでしたら、事務局からお願いいたします。

賃金室長              今後の予定について申し上げます。10月2日午前9時30分から本審の委員に御出席をいただきまして、第9回本審を開催いたします。この本審において各部会報告を一括審議していただきまして、答申をいただければ異議申出の公示を行います。その後、異議申出がなければ答申のとおり決定し、異議申出があった場合は10月18日に異議

審を開催した上で決定しまして、12月1日の発効に間に合うよう、官報公示等の手続を進めてまいります。

以上です。

小寺部会長           10月18日に異議審があった場合の時間については、また追って御連絡があるということよろしいでしょうか。

賃金室長            はい。

小寺部会長           以上をもちまして、本日の第2回埼玉県非鉄金属製造業最低賃金専門部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

— 了 —